

令和7年3月吉日

お客さま各位

香川県信用組合

手数料改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび香川県信用組合では、令和7年4月1日（火）より、以下のとおり融資関係手数料の改定を行います。
今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 改定日：令和7年4月1日（火）
- 2. 改定内容：経営支援等手数料の新設

《対象となるご融資》

不動産分譲等プロジェクト資金	ご融資金額×2.20%以内
創業支援、経営(本業)支援、資金繰り支援等	

※最終期限前返済等により、借入利率ならびに融資手数料にかかる実質金利が、
利息制限法所定の制限利率を超過する場合は、当該超過相当額を返戻いたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店又は最寄りの営業店にお問い合わせください。

以上